

「妙見島混合所新規破碎処理施設設置事業」に係る環境影響評価書案に対する環境の保全の見地からの市川市の意見(案) (概要)

1. 事業実施に係る市川市からの意見(案)

番号	市川市の意見
1	・事業の実施にあたっては、環境影響評価書に則り、環境保全措置を講じることはもちろん、新たな疑義が生じた場合や知見の集積が得られた場合等においては、適切に対応し、環境影響評価制度の趣旨に照らして適正な配慮を講じること。
2	・具体的な工事計画の策定及び施工にあたっては、環境への影響を回避・低減するための環境保全措置の実施徹底を図ること。
3	・事業者の責務として、工事完了後においても、施設の稼働等に伴う大気汚染物質、騒音・振動、温室効果ガスのさらなる低減について、継続的な実施に努めること。

【参考】作成にあたり考慮した事項

- ・ 大気汚染の評価方法について、前段の手続である「調査計画書」に対して意見した内容である「二酸化窒素の評価指標に「千葉県環境目標値」を加えること」が反映されている。
- ・ 予測結果について、大気汚染については、設定した予測地点のうち本市域に近い浦安市域においても寄与率が1%未満である、また、騒音及び振動については計画地から500m四方の距離線上(半径約250m)において規制基準・環境基準等を十分に下回っている。(本市域と計画地との離隔距離は約350m)
- ・ 事業実施場所と市川市との位置関係などから、本市の景観への影響は小さいと判断される。